

# 公共事業に伴う用地買収により工事完了までの間、 残地等が接道しなくなったときの取扱いについて

〔平成12年11月24日用地第826号  
用地課長通知  
改正 令和3年4月1日〕

標記については、建築基準法第43条第1項の規定に適合させるため、「敷地利用状況等証明書（平成12年2月18日付け用地第968号 用地課長通知）」で証明することにより対応してきたところですが、建築敷地としての捉え方について都市計画法等との整合を図ることができるようにするため、別紙「土地使用承認申請書」（以下「承認書」という。）を作成しましたので、本通知以降、原則として、承認書により対応してください。

なお、この場合の承認書については、下記により交付してください。

## 記

- 1 承認書の交付は、建築基準法第43条第1項の規定について当該敷地が道路に接することに関する資料として、建築確認申請書又は開発許可申請書に添付するため、建築主から申請があったときに行うものとする。
- 2 承認書には、出入りの用に供している部分が明確になるように用地実測図原図（丈量図）等の写しに出入りの用に供している部分の辺長及び敷地と使用承認を受けようとする土地の接続状態を記載したものを添付させるものとする。また、道路と敷地との間に高低差が生じた場合は、敷地から道路に通行上円滑に接続するため使用承認を受けようとする土地の整備等の計画図及び完了時期を明示した図面を添付させるものとする。
- 3 承認書の発行にあたっては、開発担当及び建築担当と十分協議のうえ、行うものとする。また、申請者に対して何らかの権利の存在又は新たな権利の発生と物件の設置を認めていないこと及び使用する土地で発生した事故等の責任は一切負わないことを十分指導するものとする。

承認書……略

# 土地使用承認申請書

年 月 日

\_\_\_\_\_事務所長 様

住 所 \_\_\_\_\_

申請者

氏 名 \_\_\_\_\_

この度、次の建築物の建築を計画しておりますが、この敷地と道路（\_\_\_\_\_線）との間に、埼玉県が施行する\_\_\_\_\_地内\_\_\_\_\_線\_\_\_\_\_工事のため、\_\_\_\_\_用地として買収した土地があります。

建築主 住所・氏名			
建築場所		敷地面積	m <sup>2</sup>
用途構造規模等（ _____ ）		延べ面積	m <sup>2</sup>

については、建築基準法第43条第1項の規定に適合させるため、事業完了までの間に限り、（\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>）を別添図面のとおり、出入りの用に供する部分として使用することについて承認願います。

なお、この土地に関して何らかの権利の存在又は新たな権利の主張及び物件の設置はいたしません。また、使用する土地で事故が発生した場合等については、自己の責任において解決いたします。

上記申請につきましては、事業完了までの間に限り、次の事項を条件に、出入りの用に供する部分として使用することを承認します。

なお、この承認は、各種法令等の許可を約束するものではありません。

- この土地に関して何らかの権利の存在の主張をしないこと。
- この土地に関して新たな権利の発生をしないこと。
- この土地に物件の設置をしないこと。
- この土地で発生した事故等については、申請者自らの責任において解決すること。

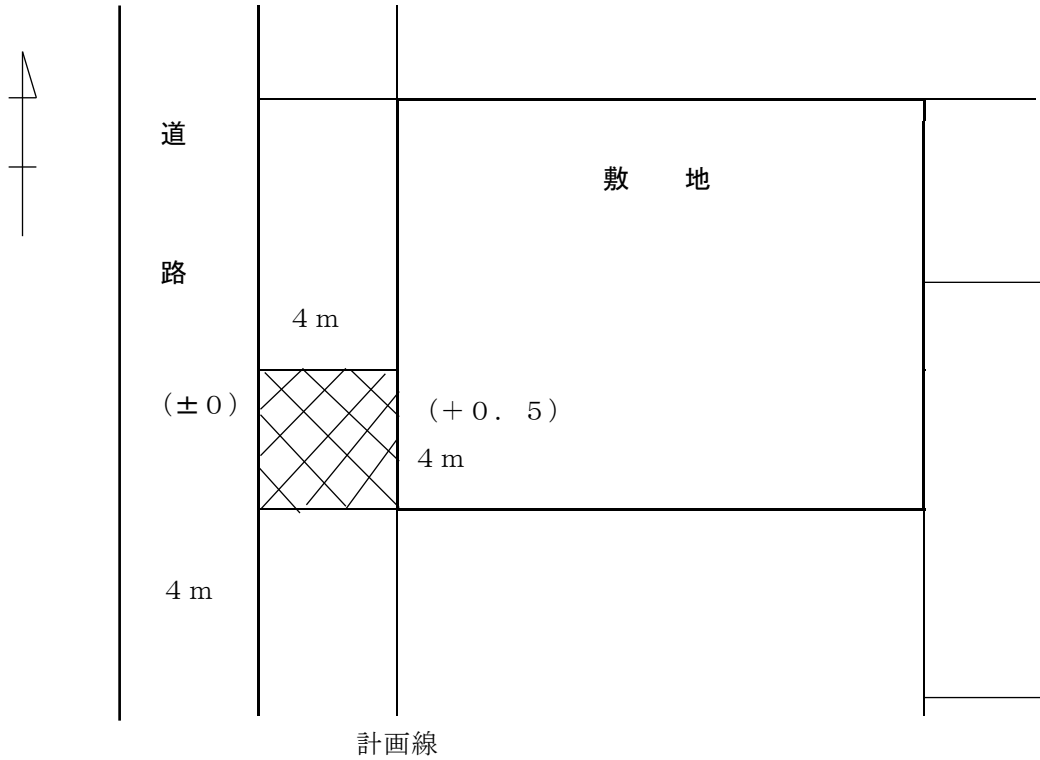
第 \_\_\_\_\_ 号

年 月 日

\_\_\_\_\_事務所長 印

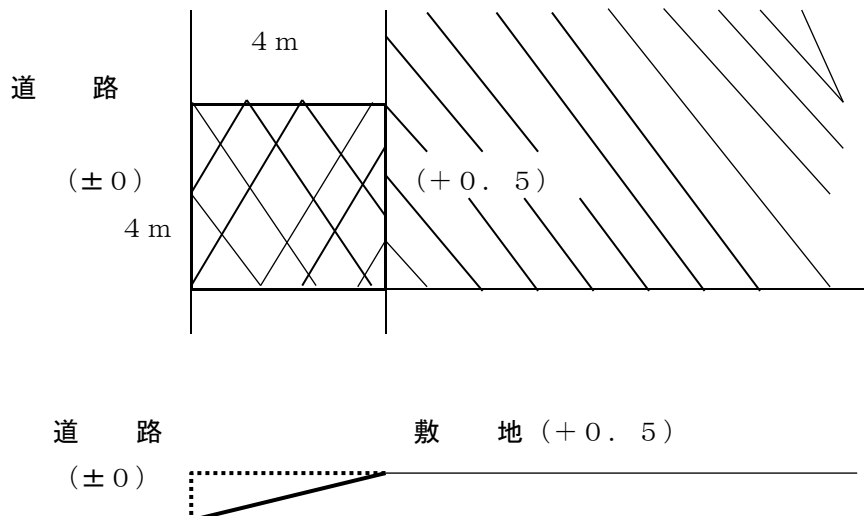
別添

【敷地及び使用承認を受けようとする土地の位置図】



※ 高低差が存する場合は上記添付図面の他に次の図面を加える。

【敷地と使用承認を受けようとする土地の接続状態及び整備計画内容】



※ 敷地が道路より0.5m高いため、出入りの用に供するために切土する。

(〇〇年〇〇月〇〇日完了予定)